

農業制度資金の御案内

硫黄山河川の白濁で被害を受けた 農業者の皆様へ



令和6年硫黄山河川の白濁で被害を受けた農家の皆様を支援する農業制度 資金として次のものがありますので、最寄りの農業改良普及センターや、J Aなどの融資機関へ御相談ください。

● 災害資金 種苗、肥料、農薬、マルチ等の購入などに要する経費

対 象 者:居住する市町村長の罹災証明書の発行を受けた農業者

※市町村へ発行申請後であれば、後日提出も可能

資 金 使 途:経営再建に要する営農経費

(※生活費及び負債の借換えは対象外)

借入限度額:300万円

貸付金利:0.60%(償還期限5年以下の場合)

O. 65%(償還期限5年を超え7年以下の場合)

※貸付から6年目以降2.45%

償還期限:7年以内(うち据置期間3年以内)

● 農業近代化資金 農業用ハウス、機械、農地の復旧などに必要な資金

対 象 者:認定農業者等

資 金 使 途:農業用施設、農機具及び農地等の復旧

借入限度額:個人1,800万円、法人2億円

貸付金利: O. 60~1. 05% ※R6,5,20現在の金利

償還期限:7~15年以内(うち据置2~7年以内)

お問い合わせ先

◇ 西諸県農林振興局(小株市)

地域農政企画課:0984-23-3165 普及センター:0984-23-5105

日本のひなた宮崎県

◇ 農業普及技術課 0985-26-7131

宮崎県農業・水産業ナビ

~ひなたMAFiN~

情報端載!せひアクセスを!⇒

